

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-条例3
許認可等の種類	都市公園におけるスポーツ施設等の利用の許可に係る利用料金の還付			
根拠法令条例等・条項	都市公園法第18条、長野県都市公園条例第16条			
許認可等の概要	都市公園におけるスポーツ施設等の利用の許可に係る利用料金の還付			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>○ 長野県都市公園規則</p> <p>(利用料金の還付)</p> <p>第15条 条例第16条第2項の規定により定める還付をすることができる場合の基準は、次の各号に掲げる場合のとおりとし、同項の規定により定める還付をすることができる額の基準は、既に納付した利用料金の額に当該場合の区分に従い当該各号に定める率を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 利用者の責任によらない理由で利用できなくなったとき。</p> <p>ア 全く利用できなくなったとき 100分の100</p> <p>イ 利用予定時間の2分の1以上を利用できなくなったとき 100分の50</p> <p>(2) 利用者が次に掲げる日までにその申込みを取り消したとき。</p> <p>ア 利用日前1月(やまびこドームのグラウンドにあっては、利用日前6月) 100分の75</p> <p>イ 利用日前5日(やまびこドームのグラウンドにあっては、利用日前40日) 100分の50</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか特別の理由があるとき 指定管理者が知事の承認を得て定める率</p>			
基準の制定根拠	長野県都市公園規則 第15条			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(利用料の還付理由が多様であり、還付の可否決定や還付率の設定において裁量が多い事案が想定され、統一的な処理期間の設定が困難であるため)			
期間の制定根拠	—			